

令和2年第5回（10月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和2年10月29日 開会

令和2年10月29日 閉会

西伊豆町議会

令和2年第5回（10月）西伊豆町臨時会会議録目次

| | |
|------------------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招議員 | 2 |
| | |
| 第 1 号（10月29日） | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| ○職務のため出席した者 | 4 |
| ○開会宣告 | 5 |
| ○議会運営委員会報告 | 5 |
| ○開議宣告 | 5 |
| ○議事日程説明 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 6 |
| ○閉会宣告 | 40 |
| | |
| ○署名議員 | 41 |

西伊豆町告示第114号

令和2年第5回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年10月23日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1. 期 日 令和2年10月29日

2. 場 所 西伊豆町役場 議場

3. 付議事件

(1) 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算(第8号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

| | | | | |
|------|-----------|-----|------|-----------|
| 1 番 | 堤 | 豊 君 | 3 番 | 山 本 智 之 君 |
| 4 番 | 芹 澤 | 孝 君 | 5 番 | 高 橋 敬 治 君 |
| 6 番 | 加 藤 | 勇 君 | 7 番 | 西 島 繁 樹 君 |
| 8 番 | 西 島 繁 樹 君 | | 9 番 | 堤 和 夫 君 |
| 10 番 | 山 本 榮 君 | | 11 番 | 増 山 勇 君 |

不応招議員（なし）

令和2年第5回（10月）臨時町議会

（第1日 10月29日）

令和2年第5回（10月）西伊豆町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年10月29日（木）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第53号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 堤 | 豊 | 君 | 3番 | 山本 | 智之 | 君 |
| 4番 | 芹澤 | 孝 | 君 | 5番 | 高橋 | 敬治 | 君 |
| 6番 | 加藤 | 勇 | 君 | 7番 | 山田 | 厚司 | 君 |
| 8番 | 西島 | 繁樹 | 君 | 9番 | 堤 | 和夫 | 君 |
| 10番 | 山本 | 榮 | 君 | 11番 | 増山 | 勇 | 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|----|---|---|----|----|---|---|----|----|---|---|----|---|---|---|
| 町 | 長 | 星野 | 淨 | 晋 | 君 | 副町 | 長 | 椿 | 隆 | 史 | 君 | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 鈴木 | 秀 | 輝 | 君 | 総務 | 課 | 長 | 高木 | 光一 | 君 | | | | | |
| 産 | 業 | 建 | 設 | 課 | 長 | 松本 | 正 | 人 | 君 | 防 | 災 | 課 | 長 | 佐野 | 浩 | 正 | 君 |

職務のため出席した者

議会事務局長 大谷 きよみ 君 書 記 山 本 征 司

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

会議を開会する前に申し上げます。本臨時会の議席については、前回の臨時会同様、新型コロナウイルス感染予防対策のため、変更させていただきましたので、ご報告いたします。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年度第5回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎議会運営委員会からの報告

○議長（山本智之君） 議会運営委員長、加藤勇君。

○議会運営委員長（加藤 勇君） 議会運営委員会から報告いたします。

本日の臨時議会は新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴席を16人までといたしております。

以上、報告します。

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 直ちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクのランプが付いたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いすると共に、固有名詞などには十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程および本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本智之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 高橋 敬治 君、

6番 加藤 勇 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山本智之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、議案第53号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第53号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,900万円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ89億4,091万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年10月29日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本智之君) 総務課長。

○総務課長(高木光一君) それでは、議案第53号 西伊豆町一般会計補正予算(第8号)についてご説明をいたします。

今回の補正は、津波避難複合施設建築工事に伴うものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

まず、歳入です。

14款国庫支出金、7,946万円、17億7,759万1,000円。2項国庫補助金、7,946万円、16億471万円。

15款県支出金、662万円、4億498万円。2項県補助金、662万円、2億5,089万2,000円。

18款繰入金、1項繰入金、共に3,170万円、15億8,239万6,000円。

20款諸収入、662万円、1億9,228万5,000円。5項雑入662万円、1億6,276万2,000円。

21款町債、1項町債共に1億7,460万円、4億2,550万円。

歳入合計に2億9,900万円を追加し、89億4,091万9,000円としたいものでございます。

次に歳出です。

8款消防費、1項消防費、共に2億9,900万円、7億7,093万5,000円。

歳出合計に2億9,900万円を追加し、89億4,091万9,000円としたいものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正になりますが、津波避難施設建設に掛かる債務負担となりまし

て、期間は全て令和2年度から令和3年度まででございます。

限度額につきましては、上から周辺家屋等影響調査業務委託料が300万円、施工監理業務委託料が400万円、施設建築工事につきましては、5億9,100万円の範囲内で、令和2年度予算計上額2億9,100万円を超える金額については、令和3年度以降において支払うというものでございます。

4ページをお願いします。

第3表 地方債補正になります。限度額の補正額のあるところだけご説明させていただきます。

過疎対策事業債ですが、仁科地区津波避難複合施設の分団詰所整備に係る充当分といたしまして、1億7,460万円を増額し、3億1,710万円としたいものでございます。

次に5ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入ですが、こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。

次に歳出ですが、こちらも第1表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましてはご覧のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。2歳入です。

こちらは仁科地区津波避難複合施設整備に係る歳入となりまして、14款国庫支出金、15款県支出金、20款諸収入につきましては、防災拠点整備に係る交付金でございます。

21款町債につきましては、分団詰所整備に係る過疎対策事業債となっております。

7ページをお願いいたします。次に歳出になります。

8款1項4目防災対策費につきましては、仁科地区津波避難複合施設整備に係る委託料と工事請負費となっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 本日本配布しました資料のご説明を申し上げます。今回の資料は、津波避難複合施設と、個別整備した場合の事業費を比較してございます。1ページ目と2ページ目を並べてご覧ください。今回の指標につきましては、あくまでも参考で作成をしております。今回の事業費を5億9,100万円として行いますと、国の交付金が約1億5,760万円、県費及び市町村振興会費交付金がそれぞれ1,310万3,000円になります。過疎債については、3億5,460万円を予定しており、過疎債の割合が交付税措置されますと、町の負担金が1億

5,891万4,000円になります。

次の表でございますが、支出済額の事業費として、すでに実施設計、地質調査におきまして、2,713万8,000円をかけてございます。

次に下の個別に建設した場合の表でございます。津波避難タワーに3億600万円、避難施設に9,000万円。消防団詰所に9,100万円の参考に試算をしております。試算については、地質調査、設計、施工、建築に付随するすべての作業を合わせた金額で試算しており、過去の同等の事業費を1平方メートル当たりの単価を算出し、現計画条件の平方メートルで計算しております。

場所につきましては、避難所、詰所は浸水想定外を想定しており、耐浪性なしで試算しております。津波避難タワーの事業費ですが、仁科地区の避難タワーを元に必要な面積をはじいて試算しております。おおよそ事業費が3億600万円になります。

資料の2ページ目をご覧ください。

現条件で避難想定は454人になっております。必要面積がこれに0.5平方メートルを掛けますと、必要面積は227平方メートルになります。試算の2の試算の(1)をご覧ください。津波避難のところの場所でございます。事業費は現状令和2年に仁科浜津波避難タワーを建てた事業費を記載しております。床面積もそこに120平米で書いてあり、事業費が1億6,187万7,080円になっております。これを1平方メートルあたりの事業費で割ってございます。そうしますと1,000円単位四捨五入しますと、1平方メートルあたりの金額がおおよそ122万6,000円になります。これの1平方メートルあたりの金額から今回計上、避難に必要な面積をこれに掛けて、消費税を掛けてございます。10万単位を四捨五入にしておりますして、そのの形を見ますと、一応試算が3億600万円ということになります。

今までの仁科避難タワーと比較で、その面積で比較しようということでそういう形でしますと、今回の面積の金額になるということでございます。

続きまして、1ページ目のほうにお戻りください。

そうしますと、1ページの全体事業費が3億600万円ですと、国からの交付金を仮に試算してございます。国からの交付金が2億400万円。県振興協会が680万円。過疎債はありません。そうしますと、町の負担が8,840万円ほどというような見方をご覧ください。

続きまして避難施設のほうの説明を申し上げます。

避難施設の事業費でございますが、用地は浸水区域外を想定しており、建物と駐車場を含めて試算してございます。用地等の面積は現状、旧消防署跡地面積968平方メートルございま

す。約1反になるかと思えます。その同等規模の面積で弾いてございます。建物については第2分団詰所2階に避難所がありまして、避難所のみの面積として必要に弾いております。現状の第2分団は浸水区域外の所に建っております。おおよそ用地は2,170万円、建物が9,000万円になります。

資料の2のほうにお戻りください。資料(2)の避難所のところをご覧ください。平成28年度に第2分団詰所を建設してございます。事業費は1億7,599万7,880円で、総床面積は451.02平方メートルでございます。1階と2階と面積は同じく225.51平方メートルでございます。避難所部分の事業費を面積が同じでありますので、この総額の金額から50パーセント割り返しをしております。

そうしますと、1平米あたりの事業費を先ほどの換算し、1,000円未満で四捨五入しますと、1平方メートルあたり36万1,000円になると。そこから必要面積を弾いて、尚且つ1.1でございますが、これは消費税を掛けております。平成28年度の際は消費税が8パーセントでしたので、今回は1.1ですので、基準になる金額は税抜きでいったん試算をし、最終的に消費税の1.1を掛けてたということでございます。10万単位を四捨五入すると、一応9,000万円ということになります。

続きまして、1のほうにお戻りください。次に消防団詰所の事業費でございます。ここに付きましても、浸水区域外を想定してございます。第3分団の詰所を元に試算してございます。用地につきましても、おおよそ避難施設の駐車場用地を除いてございます。旧消防署跡地の半分程度ぐらいの程度でおおよそ500平米ほどで試算を、用地を考えて試算をしております。そうしますと、用地は1,197万円でございます。建物が9,100万円になっております。

2ページ目をご覧ください。(3)の消防団詰所でございます。基準になっているのが、平成27年第3分団の詰所でございます。総事業費は5,408万6,400円になりますが、このうち、杭の状況を後から追加してございます。地盤の関係で。その分の650万を引いた額で事業費を4,758万6,400円で記載してございます。そうしますと、1平方メートルあたりの事業費は1,000円単位を四捨五入しまして、20万円を試算をしております。それに必要面積、これは1階と2階分の必要面積を取りまして、10万単位を四捨五入しまして、9,100万円という試算になってございます。

1ページ目をご覧ください。戻りますけども、先ほど津波施設のほうでございまして、これについては交付金がございます。それから過疎債のほうも付きません。ここの分については補助がないと。詰所のほうでございまして、これにつきましても過疎債を付けることが

可能だということで、用地と事業費がついてございます。

詰所分については、それぞれ用地取得については、町の持ち出しが359万1,000円。事業費のほうにつきましては、町の持ち出しが2,730万円になってございます。

最後の下段のほうでございます。そうしますと用地及び事業費を合計しますと、5億2,067万円になります。国の交付金が2億400万円、県及び振興会費が680万円。過疎債が1億297万円。うち交付税措置がされますと7割程度ですと、8,047万9,000円の予定になります。そうしますと、町の負担は2億3,099万1,000円になります。

上の複合施設と、下の合計施設を対比いたしますと、事業費全体ですと、割り振りを個別にかけますとこの額になりますが、町の持ち出しについては分散しますと、交付金と過疎債と取れませんので、おおよそ町の負担が増えるという形になります。おおよそ7,200万円、これ差引きでございますが、7,207万7,000円ほどの差額になるということでございます。

今回交付金を活用すれば、使うことができれば、町の負担は先ほど申しました1億5,891万4,000円ほどという形になります。

続きまして、3ページ目をご覧ください。次の資料は仁科地区津波複合施設建築工事における事業費削減検討資料でございます。この表につきましては事業費ごと段階に仮定した場合の負担を示している表でございます。国、県の交付金がなく、起債の場合のみで町を示したものが、次の表でございます。4段階で示してございますが、仮に一番最下段、町の事業費を2億7,500万円としますと、交付金、県交付金、起債のみで行いますと、町の負担は1億5,950万円になるということになってございます。

次に県費と一部過疎債を活用した場合の資料が、そこでございます。これも4段階で仕分けをしてございますが、下の下段の事業費をご覧いただくと2億4,000万円で町の負担は1億5,960万円になるという仕様でございます。

資料の方は以上でございます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） それでは7ページの支出内容についてお伺いいたします。工事請負費が

2億9,100万円で、12日の時に第7号の時に提案された時には3億円ということでしたが、ここで900万円が減っているわけですけど、その減った原因といたしましょうか、どこを減らしたのかをお聞きします。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 請負工事費の減額の分900万円を、今回上程、減額させていただきました。理由としましては、各階に男女のトイレを設けて設計してございました。その1階の車庫のトイレ分を男女のトイレ分を削減してございます。また、詰所と避難所のテーブルについては、グレードを落とし価格を安価なものに見直してございます。

また敷地につきましては、舗装はいたしますが、補強材の路盤改良分を削ってございます。以上です。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） トイレとテーブルの削減についてはわかったわけですが、この舗装のグレードを下げることによって、例えば消防車、重量のある車両が通るわけですが、それに対する舗装が痛むというようなことは心配ありませんか。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） これにつきましては、当初車両は通過しますので、標準となっているトラック協会の基準を計上してございますが、これにつきましては、通常の標準であって舗装に強度が耐えられるということで実際に業者は確認しております。現状は旧消防署跡地だったので、消防車両は行っているような形でありましたので、それについては路盤の補強材で強化で充分ということでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、質疑ありますか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この指定緊急避難場所というのは、災害対策基本令23条の3ですか。安全な区域に設置するという事になっているんですけど、この同様に23条の3で、緊急避難場所を安全でない区域に造る場合は、津波浸水区域内に設置することもできるとしているわけですね。その条件として今回の場合、緊急避難場所とする津波避難タワーを造るということなんですけど、その条件となるのが津波浸水区域内に建てる法的条件としては、津波、地震に対して耐える構造耐力が充分であること。浸水に対して十分な高さがあること。安全

に対する建築規準に適合するということを含めて、これは法的に安全でない津波浸水区域内にも建てられるということになっているわけですけど。

じゃあ今回の避難、併設する避難所の、この安全じゃない津波浸水区域内に建てるという法的根拠はあるのか。可能であるのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 法的根拠というか、芹澤さんがどの資料をお読みになっているかわかりませんが、以前全協の時に皆さんにお配りをさせて頂いたところに、黄色い線が引って張ってあった資料をちょっとお持ちかどうかわかりませんが、ここに書いてありますように、津波が発生した場合においては、安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすことということで、津波により生ずる水圧増によって構造耐力上支障のある事態を生じない構造であること。想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、且つ当該スペースまでの避難所、有効な階段等があること。地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合するものであること。というものをすべて全て満たしておれば、津波浸水区域内でも建てることのできるというものでございます。

ただ議員がおっしゃるようなことで、津波浸水区域にそういうものがあってはいかんとということで、外に建てろということになりますと、芹澤議員の一般質問の中で幼稚園の件でおっしゃってございましたけども、津波浸水被害のほかにもですね、洪水浸水想定区域ということも想定されてきますので、仁科地区でそういった避難場所、津波、地震、洪水、土砂災害、すべてをクリアした場所というものを見つけるというのはたいへん困難ではなかろうかというふうに思っております。

ですので、あえて津波浸水区域内ではありますけども、下の階にある程度の浸水深から免れ、そして遡上高もすべて計算した上での避難場所を造ったほうが、町としては有効だというふうに考えているものでございます。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 私の聞き方が悪かったかどうか知りませんが、町長が言われているのは、緊急避難場所のことについて言われているわけですね。私が聞いているのは避難場所です。緊急避難場所と避難場所は、これは基準が違います。避難場所の設置、危険な区域に設置して可能であるという法的根拠はじゃああるのか。確かに緊急避難場所は、町長が言

われるように、今言われた23条の3でここに造っていいですよというようなことを言われたように、その例外規定としてあるわけ。だけど避難所は、その緊急避難場所とは別なことだから。それはどこにあるのか。法的根拠は。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 逆にですね、芹澤議員のおっしゃっていることの意味がよくわからないんですが、指定緊急避難場所というものについて、先ほど申し上げさせていただいたものでございまして、指定緊急避難場所をクリアすれば避難場所としてはクリアできるというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） たしかにね、法令のなかに指定緊急避難場所と避難場所は相互に活用できるということになっているけど、指定緊急避難場所は、避難場所には成り得ないわけですよ。避難場所は指定緊急避難場所には成り得るということは、指定緊急避難場所というのは、たいがいオープンウェア、外側にあるわけですよ。一時避難場所だからね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 指定緊急避難場所で先ほど申し上げたものをクリアできて、なぜ避難場所としてクリアできないのかが私にはよくわからない。逆に避難場所というのはそういうものをクリアしていれば避難場所として成立するわけでございますので、何がまずいんでしょうか。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 指定緊急避難場所と、避難場所の違いを十分に理解しないで、じゃあこういう事業するというわけですか。そのへんをよく理解してからやってほしいと思います。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 逆に避難場所と避難所をご理解をされていなんではなかろうかと。私達は、指定緊急避難場所で避難場所にはなると思っておりますけども、議員のおっしゃっているように、発災した後、長期滞在するような避難所という想定はしておりません。

○議長（山本智之君） 質疑の途中ですが、暫時、休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時12分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。質疑ありませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 確認ですけれども、3ページの交付金関係の確認ですけれども、今回複合施設を見送った場合、その例として国県の交付金がないという場合と国の交付金がない、県の交付金という場合と2例出ているんですけれども、例えば今回この複合施設を逃す、蹴ると、国の交付金あるいは県の交付金、これにどういう、例えばこの施設についてどういう影響があるかというところを1点お願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） まずこれを逃してしまった場合は、国の交付金、県の交付金、振興協会の交付金は付きません。というのが、全協でも申し上げさせていただいたように、本当であれば先週の20日に、もう事業をやらないんだったら西伊豆町さんには付けませんというふうに言われましたけど、どうにか私達としても努力をさせていただきたいということで、29日に臨時議会を開くのでそこまで待ってくださいということで再三お願いをして、それであればそこまでは待ちましょうということを伺っております。

ただ、これを逃すとこれは付かないということで、次年度以降やはり必要だよなというふうに言われたとしても、国・県のほうはこれは付かないというふうにおっしゃっております。ただ、国の事業に該当しないものに関して県の交付金が付くというのが、一つ別メニューでございまして、それが付いたとしても3,000万円が上限であるということで、この3ページ目の3段目の表にあたります。起債のみというのは、その上でございまして、そういったものを使わない場合はこうなりますという表がこの3ページ目でございます。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 3ページについては、わかりました。それともう1点。今回複合施設を見送った場合、見送り、個別に建設する関係の資料が1ページ目にあるんですけれども、この場合、この施設及び今後予定される3基の津波避難タワーですね、これの交付金に対する影響というのはあるのかないのか。この点をお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 後に予定されている3基については、すでに国、県のほうに事業計画を出しておりますので影響はございません。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 先ほどの質問でやればよかったんですが、実は10月12日の前回の第7号の補正予算でこれが否決されたわけですけども、このわずかな期間でまた提案、900万は減額されていますが、提案するその理由と言いましょうか。大事な部分についてお聞きます。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員おっしゃるように、10月12日に行われました臨時議会におきまして、補正予算に修正動議がかかりまして、この津波避難複合施設の建設費が削除されております。町といたしましては、修正理由そして修正案に対する質問でお答えになられているもの、また討論でおっしゃられていることを踏まえまして再検討をさせていただいた結果、修正理由や質疑での問題点が解消できたということがございましたので、住民の命を守るために改めて提案をさせていただいているものでございます。

まず修正理由には、6億円もの費用が掛かるため、掛かりすぎではないかという意見が上がっているとのことでございました。ただ当局案では質疑上で上がっておりましたすべてをばらばらに建てた場合などを考慮して事業計算をしたものにつきましては、先ほど課長の方から説明をさせていただいたところでございますけども、ばらばらにした場合、町が提案したものよりも費用が掛かるというようなことでございまして、最も町の持ち出しが少なく、最小の町費負担で最大の効果ができる、期待できるのは当局案であるという結論になりましたので、提案をさせていただいているものでございます。

また、消防団詰所を現分団の詰所にするという案が出ておるといようなことを言われる方がいらっしゃいましたけど、町といたしまして改めて消防団に確認をした結果、旧消防署跡地での早期完成を強く要望するという要望書が団のほうから上がってきております。

また、過日4分団の演習が行われましたけども、その時に4分団員にも確認をさせていただいたんですが、旧消防署跡地案で問題がないということも確認をしたところでございます。

仮に老朽化しております4分団の小隊ごとの建て直をした場合、複合施設を建設すること

による経費的なメリットは享受できなくなりますので、修正理由に上げられていた税金は最小で最大の効果が出るように使用していただきたいということに逆行することになるのではなかろうかというふうに当局は考えております。

ただ、分けることによって全く安くならないかということにつきましては、この事業費の総額では、先ほど課長がお示しをしたように金額的には8,000万円浮くわけでございますけど、これは津波浸水区域から外したとか色々な諸条件を当て込んでおるものでございまして、こちらは最低金額を上げております。ただ、町の提案しております5億9,100万円につきましては、これ以上の上はないという金額でございますので、改めて設計予算などに試算をした場合、先ほど課長が言った5億2,000万円はもっと膨らんでくる可能性もあると考えられるというものでございますので、当局案のほうが、よほど税金を有効に使えるというふうに考えております。

例えば、400人収容できる避難場所を安価で造る場合、まず浸水、津波浸水区域外に建設をしなければならないということになりますし、指定避難場所を建設する時には、水害や土砂災害にも対応しなければいけないというものがございます。それをこの仁科地区で当てはめますと、相当奥まったところで尚且つ土砂災害の危険のない所に建てなければならないというようなことも出てきますので、そう考えますと、この仁科の地形を考えるとなかなかそれを建設する場所は見当たらないのではないかとというふうに思いますし、仮に建てた場合には、住民にとってのメリットであったりとか利便性はどうかというようなことも考えますと、やはり津波避難タワーと一緒に複合施設で建てたほうが、よほどメリットはあるというふうに考えております。

津波避難タワーのみということで考えた場合は、先ほど課長が申し上げましたように、面積等を勘案しますと、約3億何某掛かるというようなこともございますし、分団詰所を現地に建てた場合は浸水被害を免れませんので、旧消防署跡地に建ててもその条件は同じだというようなこともございます。そういったすべての討論であるとか質問の中身を精査した結果、当局案が費用対効果も一番いいということで、改めて提案をし、尚且つなるべく下げられる経費については、削減をした中で上程させていただいているというものでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ここに西伊豆町過疎地域自立促進計画を持ってきましたけども、これは過疎債をもらうための計画を全部載せてあるわけですけども、どこをどう読んでも津波避難複合施設という言葉が出てこないんですけども、これでどうしてここの過疎債を貰うとしているのか。そのへん回答していただけますか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 本日お配りしました資料でもありますとおり、過疎債につきましては、消防団詰所の分に起債をしたいというものでございます。過疎計画につきましては、自立促進計画の中の、お持ちの方は、25ページにところに詰所の高台移転等を実施するという文言が対策としてありまして、26ページには消防施設の中に整備ということで、詰所という文言が入っていると思います。こちらのほうに該当するというので過疎債を上げさせていただきます。

以上です。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 消防団の詰所を当然ここに書いてあるからわかりますよ。私の言っているのは津波避難複合施設、これも資料のうちでも過疎債を3億5,460万予定しているわけじゃないですか。

来年これ書き換えになりますから、来年度でまたあれですけど、そこにこの計画の中に入ればそれは使える。請求、認定されるにあれと思いますけど、何の計画がないのにくださいなんて、これは到底通らないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 堤議員はかなり長く議員やられておりますので、よくご存知かと思いますが、過疎債にそもそも充当する事業と充当しない事業がございます。津波複合施設を充当してほしいと町が言っても、国のメニューの中に充当メニューがなければ記載しても充当はしません。残念ながら津波のものに関する事業はございませんので、いくら町がそこ書いたところで過疎債は下りないということでございます。

これは、過去に火葬場を建設するんであれば過疎債は使えないのかというご質問は以前からあったかと思いますが、この火葬場ですら過疎債が認められるようになったのは4、5年前の話でございますので、そこに国が充当しますよというふうに言わないと町が書いて

も充当しない。ですから、私たちは、その過疎債の中に書かれております消防団の詰所の建設であったりというものにしか使えない。津波複合施設には使えないというものですから、来年度書けばいいじゃないかと言われても、書いたところで該当しないので書けないということになります。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） じゃあ、今朝配られた資料の3ページの1番上の仁科地区津波避難複合施設建設工事における事業費削減検討資料の中に、過疎債が入っている。これはなぜですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは複合施設を今後改めて提案をした場合、事業費5億9,100万であれば過疎債の充当は当然分団の詰所が入りますので、その部分として1億7,730万が充当します。ただそうすると町の負担は他がございませんので、4億3,689万になりますと。1番下の事業費2億4,000万であれば、過疎債は7,200万が充当し、町の負担は1億5,900万。これは、今町が5億9,100万円でお願している町の負担と同じということで、町の負担を同額にしたならば、事業費としては2億4,000万の事業費でなければできないと。そうすると、そもそも車両でいうところの1.5台分とかの敷地でないと建ちませんよというものでございまして、当然ここの中には消防団の詰所が含まれておりますので、過疎債がここに記載されているというものでございます。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） この検討資料の中の事業費の5億9,100万円のうち、過疎債が3億5,460万円入っているじゃないかというご質問の中で、この分については、事業費の複合施設が総額5億9,100万のうち、面積按分に応じまして10分の6が詰所分、10分の4が拠点分でございます。そうしますとこの分の分団詰所分の10分の6につきましてはちょうど過疎債のこの額が上げてある3億5,460万円だという説明でございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、2点ほど伺いたいんですけども、先ほどの芹澤議員のほうから少しあたりもしたんですけども、ここの建設予定地、これは津波の災害警戒地域

にあたる場所ということになるんですけども。例えばこれ、他の市町において、今回の計画のような複合施設等の計画が進められている所はあるのか。

今回も、こういうふうな資料、大量な資料が出されて、これは2回目ですよ、私達にとっては。前回の全協で資料を渡されて、詳しい資料。これで今回の臨時会にこれのような資料を渡されて、これで判断していくというふうなことになりますので、他の比較対象ということをして全然検討できないんですけども。その他の市町でもってどのような計画というものが進められているところがあるのかというのが1点。

それともう一つは、交付金を多くもらうためのような話が津々ありましたけども。ここを、例えばイエローゾーンの指定を受けた場合、全協の時にも、県の交付金、市町村振興協会の交付金、これ18分の1でということに議会のほうには説明があるんですけども、18分の1で説明があるんですけども、これのイエローゾーンを指定された時には、12分の1というふうなことだと思えるんですけど、そのへんの見解ですよ。12分の1になりますと、ここの金額も変わってくると思うんですけども。これは従前、一般質問等々で取り上げられたとこなんですけども、例えば12分の1になると、交付金も2,000万になったりするとは思いますが、そのへんのところはどうか。それをお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 山田議員おっしゃるように、イエローゾーンが指定されていれば、当然そういう計算になります。ただ結局今まで西伊豆町はそういった避難場所であるとか津波避難タワー、要は緊急で避難できる場所を確保しておりませんので、私達は町歩きであったりとか、地域防災計画を先に作って、まず住民の安全を確保させていただきたいということで進めております。それを進めた暁にイエローゾーンということで進めておりますので、当然議員のおっしゃるように12分の1と16分の1か18分の1だと取りこぼしがあるだろう。それは、ごもっともでございます。

そうは言っても、イエローゾーンを設定することを先に捉えて住民の命を後ろに持っていくということはできませんので、先にこういったものをさせていただいているというのは、一般質問の時にも答弁させて頂いているかと思えますので、そのへんの金額の取りこぼしは当然でございますが、ご理解をいただければというふうに思います。

この津波避難タワーの複合施設について他で事例があるのかということでございますけど

も、海岸線、日本はほんとにいろんな市町が海岸線に面しております。当然全国を探せば、ございます。特に宮崎県などでは、こういったもので取り組んでいる市町が複数ございますし、複合施設まではいきませんが、3.11以降、静岡県中西部については、すでにこういったいろいろな事業を行っております、ある意味東部は遅れているという部分がございますので、町としては住民の命を守るために今、足早というふうなこともあるかもしれませんが、しっかりと進めているというものでございます。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そのへんのところは、見解の相違があるかもしれないんですけども。

例えばその12分の1が18分の1でいって、そのへんの金額でいくと優に1,300万以上の金額になると思うんですけども、それを無視してでもこの事業を進めていかなければだめだというふうなことであれば、これは一大事業であって、当然今年度どうしてもやってくんだというふうな決意があるのであれば、当初の段階で示すべきだと思うんですけども、そういったことがなかったということが一つ。

それと、やっぱり議会のほうの運営に関してどういうふうに思っているかわからないですけど、一回ちょっと説明して、それですぐに臨時議会に諮って、もう承認してもらおうというふうな形で議会のほうの承認が得られると思っていたのかなというふうなところに、ちょっと疑問が生じるんですけど、そのへんのところはどういうふうに思っていたんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そもそも計画は、もう2年前からございます。平成30年度当初予算の審議の時に確か芹澤議員は第1常任委員会で修正を掛けておられるので、覚えておられるかと思いますが、平成30年の当初予算から載っております。この計画を設計するものが。それから脈々とずっとやっていますので、別に急にこう出てきたものではございません。そこをまずご理解いただきたいということと、当然その12分の1と18分の1で違うのは取りこぼしというふうなことは確かにその通りでございますけども。

では、イエローゾーンが指定されるまで待っていなければいけないのか。イエローゾーンの指定には住民の同意が必要でございます。もしイエローゾーンの指定について説明をした時に、逃げる場所がないのにイエローゾーンを指定するとは何事かという住民の反発があった場合には、そもそもイエローゾーンの指定はできません。

そうしますと、こういった建設については、どんどん後ろに下がっていきます。下がっていった時にもし地震、津波が起きた時には当然行政としては責任は取れませんので、なるべく早く住民の命を守る施設を造らせていただきたいということで事業を進めているものがございますので、確かに一千何百万いただけるにこしたことはありませんけれども、そういった事情で進んでいるというものでございます。

また、修正がかかってから短期のうちというふうにおっしゃいますけれども、これは修正がかかって一度全協して、それだけではなくて、そもそも臨時会を開く前にも同じような説明は縷々^{るる}させて頂いてきたかと思えますし、先ほどもこちらから答弁をさせていただきましたように、どう考えても当局案のほうが町費の負担は少ないんです。ですから再度お願いをして住民の命を守る施設を建てさせていただきたい。しかも国・県のリミットがもう本当に今日が最終で、これを取りこぼせば過疎債のエントリーもできないということでございますので、お願いをしているというものでございます。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番(山田厚司君) イエローゾーンの指定に関しては時間が掛かるからというふうな話で、私もちょっとどうなんだろうかなと思って確認はしてみました。いろいろな、今までこの件に関して議会でも取り上げられたことはなかったのかなというふうに確認してみましたら、この法律といいますか、県の上げていること自体も平成27年だったですかね、その頃以降からあって、議会の方の一般質問のほうでも、芹澤議員が平成30年の時にイエローゾーンに指定をしたらどうかということを取り上げております。

その時にも答弁としてまだ時期尚早みたいな感じの答弁であったような感じだったと思います。ですからその時間が掛かったりということではなくして、ただ西伊豆町がそれに関して積極的に取り組んでこなかった。それは、賀茂地域でほかの1市3町ですか、ほか全部指定を受けていて西伊豆町だけが受けていないところを見ますと、西伊豆町はそれに対しては積極的に、という雰囲気ではないというふうに判断されるのかなと思います。

その点についてはどうですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その件につきましては、9月の定例会の時に加藤さんと芹澤さんからイエローゾーンの指定について一般質問を受けておりました答弁させていただきましたけど

も、積極的にイエローゾーンの指定をしていないんじゃないんです。安全でないのにどうしてイエローゾーンの指定ができるんですかということで答弁をさせていただいたかと思いますが。では、お隣の松崎町さん、イエローゾーンの指定をされていますけども、そういった津波浸水の被害がある所で、どれだけ避難する場所がございますか。またどれだけそういった計画を立てられておりますか。

西伊豆町はイエローゾーンの指定をしておりませんが、着々とそういった事業は進めて住民の命を守る施策は行っております。イエローゾーンを指定すれば安全になるんじゃないんです。事業を行うためにイエローゾーンを指定しろと県は言いますが、それよりも先に事業をするほうが住民の命は守られるので、私達はそちらを優先的にやり、安全が確保できた時点でイエローゾーンの指定をするということを言っているものでございますから、まずは住民の安全を守ることが第1で進めているものでございます。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そのへんはわかりましたけど、ただ反対をすれば、何をすれば交付金を貰えなくなるというふうなところとは違うとは思いますが。そうじゃないですか。交付金だってイエローゾーンの指定をされていたほうが、交付金は多くもらえるわけでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） イエローゾーンの指定は県のものでございますので、国の交付金は結局もらえないんですよ。ですからそういったものをトータル的に考えると、今現在町の出しているものが、一番町費の負担が掛からない。イコール住民の負担が掛からないというものでございまして、修正された方々の言われていることをやろうとすると、町の負担が増えるという事が確実にわかったので改めて出させていたいただいているということでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 先ほど町長から消防団の要望書を受け取った。どこの消防団。それから要望書とはどんな要望書ですか。教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） どこの消防団で、西伊豆町の消防団以外、要望書をいただくことはございませんので、まずそこだけご理解を頂きたいと思っております。要望書の中身につきましては、

新第4分団詰所建設の早期完成に対する要望書ということでいただいております、旧消防署の跡地での早期完成を強く要望いたしますというふうに結ばれておりますから、これが消防団からいただいている要望書でございます。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今回のこの物件は消防団でどこのってあるわけですけど、この第4分団のこれですから、主な意見とか要望とは第4分団の39、今約40名か、彼らの総意で要望書が来た。それじゃあ各ほかの第2、第3分団の人たちのそういう総意で要望が来たという、そういうあれですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 4分団の詰所を新設するのに2分団とか3分団のものを持ち込んでそういうことをすることはまずないわけです。ですから団長が副団長や4分団の分団長または副分団長などと相談した上で、この旧消防署の跡地でいいということで事業が進んでいて、改めてこういう要望書が来たということでございますから、この仁科浜、大浜、築地、沢田を管轄されている4分団からの要望書だと私達は思っております。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 私は第4分団長、第1、第2、第3、第4小隊と、ちゃんと意見を交換してきました。今のその要望書と私が聞き歩いたあれとは違うんですけど、じゃあ町長にその要望書を出した者と私が、もしあったら書面で捺印でももらっていいですか。第4分団の総意はそういう総意は無いんですけど。消防団て全体の消防団。第4分団の第1小隊、第2、第3その人達が詰所の方を直してくださいということで、今このコロナ騒ぎのこの時期に何でやるんですかと、そういう声が私の所には来るんですよ。

町長のところと私の声が違うんですね。町民の声というのは。私は、仁科浜連合区、築地区この我々仁科地区の私は町会議員というのは、町内全員の代表でありますけど、特に私自身がここで生活をしてみんなで商売をしたりして、そういう苦しい思いをしている中での今回のこういうあれだったもので、私はそのへんについて何か簡単に、その今言った要望書が何名からの総意なのか。団長とかという言葉も出ましたけど、そういうのは全部確認しますよ。誰が、本当に君たちこういうことをやったのかって。いいですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 確認してください。ただ私達が聞いて、聞き及んでいることを聞きますと、堤豊さんが回ってこられて沢田の消防団の詰所がなくなるってじゃあ、ええがか。と聞いているというふうに伺っております。そうやって聞かればあるにこしたことはありませんから、それは困ると言うと思いますよ。

特に堤豊さんも沢田にいらっしゃいますので、沢田の詰所がどういう状況かご存知だと思います。この仁科浜の詰所がどういう状況かご存知だと思います。もしそれぞれ建て替えた場合、当然費用は掛かります。しかも浸水区域から免れないというのは、旧消防署跡地に造っても同じ状況ですよ。それプラス、じゃあ有事の時に3人集まらなければ消防車両は1台も出ないんですよ。もし沢田に2名、浜に2名、消防車両は出ません。ただ一つまとめた所に4人来れば1台出ます。

そういったものを総合的に考えれば、沢田、浜、築地、大浜を建て直すよりは、よほど有益であるということを消防団として判断をされてこういった要望書が上がっていると思いますので、それは確かに各地区にあればいいじゃ。それはあればいいと思います。

ただそれはピンポイントでそこだけの意見であれば、そういうことかもしれませんけども、総合的に判断する必要もあるというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今、山田議員からもお話がありましたけども、今回の事業をもし中止すると、国・県の交付金とかこういうものは出なくなるよ。それだったらそれでいいじゃないですか。コロナとかこういう大事なこの時に我々は少しストップしましょう。そしてまた経済がまた良くなったり、そうした時にやればいいじゃないですか。町民の声って町長の所にいかないですか。このコロナなんかええと。やることやってどんどん、いけいけどんどんで行こうじゃないかとみんな言ってますか。

私の所に来る声は、私も今この反対ということで行政の皆さんとちょっと対立した状態になってますけど、私は決してその敵対心を持ってやっているわけじゃないです。私は私なりの仁科浜連合区、築地区の皆さまの声を集約して私は言っております。従ってあまりそういう要望書とか、抽象的なそういう言い方じゃなくて、第4分団の誰かといえば私は実は全部ここに書いてあります。署名、捺印してきましょうか、これ。昨日行ってきたんですよ、私は全部。従って私は言っているんです。

あと交付金とか県のあれだっていいじゃないですか。ストップして、それでもらえなかったら。また来年度なり、そういう時期が来たら交付金とかあれで行きましょう。申請して。それを国とか県がね、おまえらの所は1回ね、頓挫したからやらないよと言うんなら、いいじゃないですか。国会議員の先生だって、みんないるじゃないですか。応援してくれるはずです。西伊豆町はこうやってね、耐えてがんばっている。私はそう見ます。だからもらえなくなるからやりましょうと、そういう言い方に聞こえるんですけど、そのへんいかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） もらえないからやりましょうということではなくて、私達は、もらえるのであれば頂いた方が有利ですよということで、申しあげているものでございます。ですから堤豊さんおっしゃるように、当然これを流して3年後でも4年後でもお願いに行く。それは全くかまわないし。可能であればそういったことはしたいというふうに思いますが。じゃあ3年4年延ばしている間に地震・津波が来たらどなたが責任取られるんですか。住民の命とお金を天秤に掛けたら、私はお金よりも住民の命のほうが大切です。ですから、多少このコロナ禍の中でたいへんかもしれませんけども、できることをやるのが行政の仕事です。しかもコロナ禍コロナ禍と言いますが、すでにこの交付金は決定をしているものでございますので、今であれば国のほうからいただけることは可能だと思います。

では、このコロナ禍において、税収が国が減った場合、こういったものの対策費として差し上げるお金はそもそもありませんと言われた場合は、お願いに行っても出てこないわけです。であるならば、交付が決まっている時点で国から有利なものを頂いて、しかも町費が最小でできるのであれば、それをやるのがやはり町の責任ではないですか。町の責任で住民の命を守ると、堤さんのおっしゃるようなそんなものを後ろに持っていけというのは、あまりにも無責任だというふうに町は思います。

○議長（山本智之君） はい。1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 命が大切にきまっているじゃないですか、そんなのは。私は何ですか。住民の命を後回しにしろなんて言ってませんよ。何ですか。言ってませんよ。私だってこの沢田で生まれて沢田の住民でカミさんも一生懸命やっていますよ。命が大切に決まっているよ。ただ私が今この今回の中で言っているのは、お金のこれから余分なこと言うとあれですけど、文教施設だって斎場だってお金はこれはストップできないものがいっぱいあるじゃ

ないですか。その前にここの所と言うけど、まあ詰所はうんと古くなっています。堂ヶ島も沢田第2小隊は、堂ヶ島も管轄下です。従ってあちらのほうも、後で反対意見を言うつもりですけど、そういうものもあるから、やっぱり詰所は沢田、そういうもので私は残すという事で修理してでもというものは考えております。

いずれにしろ、今町長が命をあなたは後回しにしますかって言うから、とんでもない。命が第1です。それだけは、すみません。誤解のないように。

以上。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、もし命が大事なんだったら、一刻も早く建設をしなければ、一応これは予定でいきますと、令和4年4月には完成をしております。令和4年4月以降に地震・津波が来た時に堤さんがおっしゃるようにお金が大切だから後ろに延ばした時には、ないわけですよ。逃げれないじゃないですか。それにも関わらず命が大切というふうにおっしゃいますけども、建てないと逃げる場所がないのがこの仁科の浜地区なんですよ。そこをよくご理解いただかないと、口では命が大切だというふうにおっしゃいますが、町としては後ろに下げてもしもの事があっては困るので、足早と言われても進めているものでございますので、本当に命が大切とおっしゃるのであれば、ぜひこの議案に賛成をしていただきたいと思えます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 先ほど私が質問した避難所の安全区域外に津波浸水区域に建設可能であるとする法的根拠の回答はまだということ。それともう1点、この計画自体、当初147人の対象でしたよね。当初計画。それが本庁舎は耐浪性がないということが出てきて、ちょっとじゃあその計画待ったということで、474人になった。それは役場の人間がそこに逃げるにしても、じゃあ何で474人、そんなに増えたのか。そのへんはどうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 増えた理由は、当初この上に逃げる人たちが二百何十人いたからです。ただここはもう耐浪性がないので、地震津波が初発生した時には、ここは避難場所としては適さないで避難場所にはなりません。ですから、本来上に逃げるべき人達を新しいもので

受けとめなければいけないので、それだけ増えたというものでございますから、当初百何十人何某それはそのとおりです。

ですから、申し上げているように今年が一番当初の3月ですね、その議会の時にも所信表明だったかと言っていると思いますけども、その耐浪性がないということで昨年11月ぐらいにわかりましたので、改めて詳細設計を組み直しているの遅くなっていますというのがその部分でございます。ですから、ここの上が活用できるのであればその程度の小さなもので済んだのでここまでお金は掛からなかったというものですから、この建物の耐浪性がないのが一番ネックです。

それと一番冒頭の避難所が浸水場所に建てていいという根拠はということですが、私たちは、あそこを避難所として建てるつもりはありません。緊急避難場所というもので設定しておりますので、避難所は別に必要になります。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 建設計画に避難所とあるじゃないですか。それと、説明資料に、この津波避難タワーを単独で建てた場合の説明があるんですけど、これただ屋上だけの面積を比較して検討してるけど、こういう場合は延べ面積を勘案して計算すべきじゃないんですか。それじゃなければ面積が倍になるなら当然建設費も倍になりますよね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 屋上面積だけで計算してません。1階は車庫、2階は分団詰所兼平時の時には会議室としてもご利用いただけますということでございます。ここの2階の分団詰所につきましては、ここまでが浸水規準水位の所まで入っておりますので、3階の畳の避難、緊急避難場所、あと避難タワーとして活用する屋上、この3階と屋上の面積を足して4百何十人を抱えられるキャパということで、たしか計算をしているものでございますから、屋上だけの面積ではなくて、2階層で受け入れるというものですから、私達としてはそういったスリム化というか。ただ、でかいものを造ればということではなくて、そこで飲み込みたいために敷地面積は少なくして2階層でという計算ですから、闇雲に面積だけで計算しているものではございません。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だから、支柱部分の面積も当然勘案しなければならないんじゃないで

すか。出さなければ。総延べ面積、延べ面積。建物自体、それだけ計算しなければだめじゃないですか。それで当然、じゃあ何だ、避難所としてのその上の面積、延べ面積ということであれば当然倍になりますよ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから、仁科浜に造った避難タワー、これを単独で考えるとあそこは2階層ございません。当然屋上しかないわけです。あれはああいう構造なのであの躯体で足りるんです。あそこを2階層にすると高さはもっと高くなりますので、支柱の深さも変わって来たりします。そういったもの考えて1.6倍になるというのは当然津波避難タワー単体であれば、2階層はございませんので、それなりに広がってしまうので、躯体の強度であったり、支持層がどうかいろいろなもの勘案されますので今提示してある金額よりも大きくなる可能性はあります。ただ、計算する上で皆さんに提示するためには面積でしか按分ができないので、こういった数字をだしておりますけども、議員のおっしゃるように津波避難タワーだけであれば、屋上の面積で計算するしか方法がないというものになります。

○議長（山本智之君） 質疑の途中ですが、暫時、休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時03分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

質疑、ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今、今までの議論聞いてますと、昨日もちょっと、あのPTAの皆さんの説明会をお聞きしてですね、皆さんが一番心配しているのは、町にそんな財源があるのかということなんです。私達には示されていますけども、財政シミュレーション、もう一度説明して頂きたい。それで2点目は、これは直接この議案とは関係してませんけども、大型事業をやる場合、町は、発注や共同体とかがってやるんですけども、実際の地元業者への仕事、要するに前から言っている分離発注というのを考えているのかどうか。その2点だけお

伺います。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 財政シミュレーションのほうにつきましては、担当の課長のほうから答弁させますが、分離発注の件につきましては、高橋さんとかもいろいろ一般質問とかで質問されているかと思えますし、町としてもなるべく分離発注もしたいし、また地元の業者さんにもぜひ仕事を取っていただきたいということで、この間 J V（ジョイント・ベンチャー）を組んでお願いをするということで、入札を掛けておりました。

この今回の件につきましても予算が通りましたら、J Vを組む、プラスそういった水道・電気関係の設備と土木建設に関しては分けて、なるべく町内業者さんが入りやすい、そして、この工事にかかわりやすい方法で入札をしようということで検討をしてきたわけでございますので、そういった方向で進んでいるというご理解をいただければと思います。ただ、これも予算が通らなければそういったこともできませんけども、町の方向としては町内業者さんに少しでも多く事業を取っていただきたいという方向で進めております。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 財政シミュレーションの関係ですけども、今現在、またより精度の高い財政シミュレーションのための情報収集、分析も行っているところでございます。現在、町の基金残高は64億円となっております。このあと当然いろんな大規模事業がありますので、当然基金は減ってきます。その中で補助金、交付金等も活用しながら今現在の年間の償還額6億円、ピーク時でも6億円を超えない範囲以内でなんとかやっていきたいというふうに考えております。

一時的にはだいぶ基金も減ってくる想定はされます。その中ではやっぱり財政支出の削減も図りながら、またいろんな行革も図りながらですね、まあなんとかこのへんは乗り切っていけるのではないかというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 私言うのは、時期が時期だけに、改選期なんですよ。2年にわたって大型事業を組むというのは、非常に、正直どうなのかなと思いますけども。今言われた財政シミュレーションで大丈夫だと。基金があるということで、了解とういうか、理解しますけど。要するに、これからの事業で総額90億という数字がおどっているわけですけど、こ

れ何を想定して90億って言っているのか。当局のほうではどういう理解をされているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 90億の中身につきましては、たぶん第1常任委員会の所管事務調査の中で出てきた数字をおっしゃっておられるのかなというふうに思いますが、町としては学校の統合の問題と今回のこれも含めた、あと沢田、宇久須、そして仁科のもう一か所ですね、津波避難タワーの建設が控えておりますので、それをすべて含んでいる。あと火葬場の費用、全部ひっくるめてでございます。

この中で確かに今改選期でというようなことがありましたけども、そもそも津波、地震・津波の対策ですね。いつが起点かと言うと、もう今度の3月でまる10年になりますけども、3.11が起点でこういったことをしなければいけないというふうに全国的に動いていると思いますが、西伊豆町はじゃあこの間何をしてきたのかと言うと、していきいていないのをこの2年間ぐらいで物が建っているので、やりすぎじゃないかというふうに言われますけど、じゃあ地震・津波が起きてから3年後とか4年後にしっかり計画を立ててやっていたら、もう終わっていたかもしれないわけですよ。それが詰まっている。

学校の統合もこれも僕が議員になった時からですから、もう平成17年ぐらいからの話がずっと後ろに来ている。火葬場も増山議員、一般質問されていましたが、30年来の懸案事項ということで、みんな後ろ後ろ後ろ後ろになってきたのが今まとめてやらなければいけないのでやっているの、まとまっているものでございまして、しっかり計画してその時々をやっていたら、ここまでまとまった金額をやらなくてもいい。

逆に津波・地震の対策はもう待ったなしだし、学校の統合だって津波・地震が来た時にはそれこそ仁科の方達の逃げる場所がないんで、これも合わせてやりたいということで、足早にやっているのは事実でございますけども、何もかも新たに始めたのではなくて、今までやらなければいけないことがたまっているのをやっているから、総額90億で大きな数字になっているというものでございますので、その辺はまずご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 先ほど私ちょっと計算が弱いもので、ちょっと考えましたらね。454人ですか。それはまあ町長、本庁は230人が耐浪性がないからそこに逃げるから147プラス230人。それにしても370何人だよ。80人以上多いよね。それと、そもそも230人が津波避難タワーに当初の147人がここから230人のうちの何人かがそちらへ147人が逃げるという考えじゃなかったんですか。

それならそんなに大きな必要がないじゃないですか。大きくする、津波が。仮に230人を、全員収容しても、収容すると、耐浪性がないから、じゃあ全員230人逃げて、そっちに津波避難タワーに逃げてくださいということになったのであれば、230人分でいいわけだよ。

○議長（山本智之君） 暫時、休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 数字的なことを申し上げます。まず想定していましたこの200メートル圏内にいる事業従事者、または住民、すべてをトータルで計算しますと659人という数字をまずはじいております。この中には住民が147名、事業従事者が284名、要は施設を使われている方なども含めてその他が228名という計算で、これ2035年15年後を計算しますと、だいたい454人ということでございまして、今の総数から後々このぐらいは減るだろうというものを計算しての454名ということでございますので、確かに住民のみをそこで受け入れるということであれば147名で足りるのかもしれませんが、ここの本庁の中にいる人達すべてもそこで飲み込まなければいけませんし、デイサービスに来ている方、またその従業員の方もひっくるめて飲み込むということになりますと、やはり454名分の広さが必要だろうということで、0.5平米で掛け算をして面積を作っているというものでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

○4番（芹澤 孝君） 先私の質問の回答はどうなったのでしょうか。

○議長（山本智之君） 芹澤議員、待ってください。もう進行しておりますので。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 議案第53号令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）に対する反対討論をします。

歳出8款1項4目防災対策費として、2億9,900万円が計上されました。前回は令和2年10月12日に議案第52号としてほぼ同様の内容で補正予算が提出されました。私は先の臨時議会でも発言しましたが、新型コロナ禍の中で財政状況も厳しく、町の税収入も年々減少しており、高齢者が多く、医療、介護、福祉などの扶助費が増加していくことが予想されると考えます。

また、第4分団の沢田地区は近隣に堂ヶ島という観光地があり、ホテル、食堂、売店などの事業者もありますので、沢田詰所からの出勤が適当ではないかという意見が聞かれます。修理、改修すれば使えるとの声も聞かれました。堂ヶ島という観光地を抱えている中で、災害発生時に避難誘導もしていかなければなりません。安全、安心を担保するためにも沢田詰所は現在地に残すことを期待したい。

西伊豆町の借入残高約47億円を勘案し、次の世代に借金を多く残さないのも我々町民の義務と考えます。厳しい経済環境下、節約できることは節約し、経済的にも町民を守ってやるのが今は大切であると思います。今後必ずこのコロナ禍も沈静化し、経済環境も変化し発展すると考えます。その時が来たら、町民の皆さまと話し合っ、改めて設備投資をしていくのもいかがでしょうか。

以上より、議案第53号に反対します。

以上です。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 議案第53号令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

老朽化の著しい消防団第4分団詰所の建て替えは、数年前からの分団の要望であり、分団からは日常活動における利便性を考慮し、既存の詰所付近に建設してほしいとの要望があり、旧西伊豆消防署が移転後に、その跡地に建設することで進められてきたと、先日の討論でも述べたところです。

しかしながら、第4分団の希望は津波浸水域外への移転であるとの議員発言があり、今回再度防災課による第4分団への聞き取り調査により、町が提案している旧西伊豆消防署跡地へ建設が消防団分団としての総意であることが、要望書を提出されていることから再確認されたと思っております。

また、計画地域周辺における津波避難シミュレーションの結果、津波到達時間までに、高台避難が困難な住民は約450人と想定されており、本庁舎に耐浪性がなく避難場所として不适当であるとの診断がなされた現在、この方々のための新たな津波避難場所確保は必要不可欠であり、待ったなしであります。

津波浸水域内に建てる建物でありますから、耐震に加え耐浪性も求められるため、建設費用がかさむのは致し方がありませんが、先ほどの資料説明では個別整備に比べて、事業費は7,000万円上回るものの、町の負担は約7,000万円抑えられるとの説明がありました。地域の防災活動のための拠点である消防団詰所と地震・津波・風水害などの緊急事態に備えた避難所、避難場所、防災倉庫を併せ持つ複合施設は、たとえコロナによる今後の不透明な財政状況を考慮、勘案したとしても、地域の方々の安心・安全を最優先し、速やかに建設すべきと考えます。

以上の理由から、私は本案に賛成します。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 議案第53号西伊豆町一般会計補正予算に反対の立場で討論します。

今回の補正予算に計上がある防災対策費については前回の臨時会において、実行の末に見直しをして費用軽減の検討も必要との考えにより、修正の意向を示しましたが、修正内容は工事請負費を900万減額したのみであり、とても前回の議決や10月21日に開かれた全員協議会での内容を真摯に受けとめた修正になっているとは思えません。

そもそも第4分団詰所移転については、今年度の施政方針において本庁と第4分団詰所の屋上を含め、津波の避難場所とし、経費も勘案しながら詳細設計の見直しが必要で、それとは別に避難生活については、まずは町内公共施設を優先し状況に応じて、災害協定を結んで

いるホテル等ということを基本にしていきたいと理解しておりました。

それが年度当初を過ぎてから何の説明もなしに、いきなり9月29日の全員協議会において、総事業費6億円にて複合施設を建設することとなり、10月12日の臨時会に計上するから承認してくれということでは、議会本来の存在意義、車の両輪に例えられるように、町政のチェック、バランスによる自治体運営という点、3ない議会と揶揄されることのある中で、議会をどのように見ているのか疑問でありました。

総事業費についても同様で繰り返しになりますが、西伊豆町にとっては大事業であり、丁寧な説明、合意の上で進めていかなければならいと考えます。

次に建設予定地が津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに計画されていることでもあります。イエローゾーン指定につきましては、県が新たな交付金制度を創設したことを踏まえ、近隣市町が指定を受けたのに対し、未指定の当町の対応を一般質問でも取り上げられました。この一般質問のやり取りの中で、町長はイエローゾーン指定に手間がかかるのなら、町が一千何百万円の交付金の喪失があっても一日も早く津波避難タワー等の施設を建設することのほうが有益であると答弁しております。

今回の防災複合施設に関しても、県及び市町村、振興協会から交付金等がそれぞれ18分の1ずつ財源に予定されておりますが、これもイエローゾーン指定になっていけば12分の1になり、その差額は優に1,300万円を超える額にもなります。コロナ禍の中、その差額等を勘案し、支援策を講じてもと思えます。

他の市町もみな異議を唱えているなら理解しますが、賀茂地域の1市3町と伊豆市がイエローゾーン指定を受け、また伊豆市においては認定を受けた上で支援を受け、複合施設の計画があるとも聞いています。このような状況を踏まえると、まずは町長は住民に対しても補助を減らしても施設を建設することが先だとはっきりと訴えるべきであり、曲がりなりにも住民の代表である議員として議会に携わっている立場で是非を判断した場合、賛成するわけにはいかないと考えます。

以上のような観点で、私は補正予算に反対します。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 私は議案第53号に賛成の立場で討論をいたします。

10月12日の修正動議を受けて、事業費の見直しを行い、短期間での提出は当局のこの施設に対する必要性について、並々ならぬ意志を感じるところでございます。説明資料にありま

したように、複合施設の建設とそれぞれ単独での建設の町の負担は7,200万円もの開きがあり、実に事業費の12パーセントに達するものであります。この仁科浜地区は、従来この役場の施設が避難場所ということになっておりましたが、耐浪性がないことで、この役場施設が避難場所にならなくなりました。そうなりますと、この役場を中心とした住民の方達の、地震・津波に対する避難場所がないわけでございます。

住民の安心・安全を作るためには、待ったなしの施設が津波避難タワーであります。先ほどから議論のありましたように、消防団詰所も当然老朽化が進んでおりますので、この複合施設によって建設することについて賛成をいたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議案第53号令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）に対する反対討論。

町は、修正動議で可決された議案第52号の意味を何も理解をしていない。コロナ禍で税収も減る中、6億円を掛けて仁科地区津波避難複合施設と消防団詰所を新築する必要はないと思います。

現に消防団員の要望は沢田と浜のポンプ蔵置所が古くなりすぎたので、建て替えて欲しいというものです。いる来るかわからない地震や津波より、年に2、3回ある火災に備えてほしいというものです。避難タワーを建てるのには反対しませんが、津波避難所は津波の到達しない所に建設するのが望ましいと思います。

以上の理由から議案第53号に反対いたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 先ほどの賛成討論と重複するかもしれませんが、私は議案第53号に賛成の討論をいたします。

今回提案された補正予算は、老朽化した消防団詰所を移転新設すること。そして近隣住民の災害時の避難場所を確保するもので、消防団にとっても住民にとっても必要不可欠な施設でございます。

前回、新型コロナウイルスの財政状況を理由にされた議員によって否決されましたが、今回の事業は国・県の交付金もあり、町の財政シミュレーションのもと、心配することなく建設が可能と伺っております。災害に対するために早く建設しなければならぬもの、また、後に回せて

いい施設など議会としても十二分にチェックしていかなければなりません、もしも今回の予算が否決ということになりますと、今後国・県の新たな予算付けが困難になると思われま
す。複合施設の建設もより困難になるものと思っております。

つまり消防団の皆さんには雨漏りもする老朽化した施設で消防団活動をしていただくこと
にもなりかねません。このような状況で団員の士気に影響を及ぼすのではないかと危惧をし
ているところでございます。

また災害避難場所は、近隣に住まわれる皆さんが非常時に避難できる場所を確保するもの
です。災害時に身を寄せる場所が、施設があることで通常の生活を安心して暮らせることが
できる町になります。消防団からも住民からも求められている複合施設の建設です。無駄な
箱モノを造ると勘違いをされている方もありますが、町にとって必要な施設であるこ
とは間違いありません。

このような観点から、議案第53号に賛成をいたします。議員各位のご賛同を、ご理解をよ
ろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） まず、消防団詰所は地域の防災拠点なので、その立地条件は既存の詰
所は致し方無いですが、新設する詰所には災害により防災拠点としての機能を失わない安全
な場所に建設するのは当然のことです。その点を考慮して、今まで宇久須、安良里、田子、
各消防団詰所は津波浸水区域外に順次移転してきました。

しかし、今回仁科第4分団詰所については、津波複合施設として浸水想定4.7メートルの場
所に新築移転する計画ですが、これでは津波が来た場合、車両が水没し建物も何らかの損傷
を受けるため、防災拠点としての機能である物資の配布、運送、運搬ができず、また、本来
の消防活動も期待できません。津波複合施設としながら、津波で被災されるのが確実視され
ている場所に、消防団詰所を建てようと計画することには、どのような考えのもとに津波対
策を推進しているのか疑問を持たざるを得ません。避難所は、また被災後は被災者が生活す
る場所となりますが、避難者の中には当然要配慮者もおられるし、健常者であっても避難所
までの11メートルの階段を登り降りして生活するのは厳しいところがあります。

また、津波によって水道設備等が破壊され、トイレ等の生活用水がなくなるため、階段の
登り降りは頻繁となるのではないかと懸念されます。また、根本的な問題として道路は津波

により瓦礫に埋まり不通となり、避難所は孤立状態になる可能性があることが一番の問題です。このような点について考慮しているようには見えません。

避難所は被災後、被災者が一時生活する場所であるから、利用しやすく津波の影響を受けない安全な場所に建設するべきです。また建設費の面から見ますと、2019年に安良里分団地区、安良里地区第2分団詰所及び避難所を併設する建物を建てましたが、その津波対策として建てましたが、津波浸水区域外に移転新築しました。その工事費は1億7,600万円で土地代3,700万円を合わせても2億1,300万円です。

一方、今回の津波複合施設ですが、これについては前回の資料にそって一部話を進めさせていただきます。また、今回900万の減額をするということですが、どの部分を削るということが示されていないので、消防団詰所建設費3億6,000万円を3億5,100万円とすると、津波避難タワー部分の緊急避難場所と避難所部分の2億4,000万円を合わせて5億9,100万円ですが、津波避難タワーの実績からすると1億6,000万程度ではないかと思われませんが、残りの8,000万円が避難所部分に掛かるわけですが、確かな数字ではないので、消防団詰所を、正確性に欠けますので、それとしても少なめに見積もりましても、消防団詰所及び避難所の建設費用は合わせても4億円は下らないものと見ます。安良里第2分団併設型の2億1,000万円の約2倍の建設費となり、たいへん大きな開きとなっています。両避難所の避難スペースは、安良里第2分団詰所の面積は146平方メートルで、畳88畳、津波複合施設は112平方メートルで65畳と安良里避難所のほうが圧倒的に広く、消防団詰所の床面積も243平方メートルと185平方メートルで安良里詰所の方が大きいですが、にも関わらず消防団詰所、避難所併設型では第2分団詰所プラス避難所プラス土地代で2億1,300万円に対して、今回の案件では消防団詰所プラス避難所で4億円以上の建設費が掛かると思われます。その要因は、安全ではない津波浸水想定区域内に消防団詰所及び避難所を避難タワーに併設することにあります。緊急避難所イコール津波避難タワーは、災害対策基本令及び施行規則で津波・地震に対する耐力構造、安全な高さは規定されているために、よりいっそう堅牢で高い建物となるので、津波避難タワー下部に併設される消防団詰所、上部に位置する避難所まで4階建の鉄筋コンクリート造とするために多額な費用がかかります。

一方、安良里第2分団詰所は、避難所は、安全区域であるため津波浸水区域外に建設したので建設条件は厳しくなく、鉄骨造2階でよいので格段に費用が抑えることができました。このことは、設計額を述べ床面積で割った平方メートルあたりの単価で比較すると、理解しやすいですが、複合施設の設計額はわからないので、仮に5億9,100万円とした時、床面積平

方メートルあたりの単価が97万円であるのに対し、安良里第2分団詰所の避難所は35万7,000円と大きな差が示すことから納得できると思います。

また、当該複合施設に併設する消防団詰所は構造上天井が高くならざるを得ず、車庫の天井は7.3メートルもあり、無駄な空間が多い車庫となり、建設費を押し上げる要因となっています。効率的な予算の使い方とは程遠いと思われま。

以上のことを勘案し、消防団詰所避難所の併設施設は、津波避難タワーイコール緊急避難場所と切り離して津波浸水区域想定外の安全な場所に鉄骨造りで建設し、避難タワーは当該地に建設するべきだと考えて、この予算案に反対します。

以上。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 議案53号に賛成の立場で討論したいと思います。

今反対討論の中にあつたように、当局は短期間にもかかわらず900万円の減額を上程してきました。先ほど質疑でも私やりましたけど、財政シミュレーションもそれなりにきちっと作ってあると。それで今やらないとできないのではないかというふうに私は考えます。

それでもう一つは交付金の問題が確かにあるんですけども、今、国のやり方、県のやり方見てますと一旦断ると、なかなかその後付かないという非常におかしな制度になっている。そこは直していかなきゃならないと思いますけども、しかし今回は事前に計画して国・県の交付金等が、ほぼ確定しているという中での上程ですから、補正でやられて尚且つ当局は当局なりにがんばって、900万円の減額をしてきたということを一定評価して、私は賛成したいと思ひます。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第53号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手少数です。

よって、議案第53号は、否決されました。

◎閉会宣告

○議長（山本智之君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて、令和2年第5回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さま、ご苦労さまでした。

閉会 午後11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員